

呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業
特定公園施設等に係る維持管理協定書（案）

令和5年6月
富山市

呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業 特定公園施設等に係る維持管理協定書（案）

富山市（以下「市」という。）と認定計画提出者である【●●●●】（以下「事業者」という。）とは、令和●年●月●日に締結した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業 基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第 49 条の規定により、「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業」（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、都市公園法に基づく特定公園施設および公園施設（以下「特定公園施設」と「公園施設」をあわせて「特定公園施設等」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとし、市及び事業者は、本協定に従い、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

（協定期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和 27 年 3 月 31 日までとする。

（特定公園施設等の管理許可）

第3条 事業者は、特定公園施設の供用開始日の 30 日前までに、特定公園施設等に係る公園施設管理許可申請書を市に提出し、市の許可を得なければならない。

- 2 前項の公園施設管理許可申請書には、特定公園施設等維持管理業務計画書等の必要な書類を添付するものとする。
- 3 市は、前項に規定する資料等を審査し、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画に合致していれば、許可条件を付し許可を与えるものとする。
- 4 第 1 項の管理許可の期間は、令和 8 年 6 月 1 日から開始し、許可の日から 10 年以内とする。
- 5 事業者は、第 1 項の許可を受けたことによる事業者の地位について、市の事前の承諾なく、第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならない。

（管理許可の更新）

第4条 事業者は、前条の規定による管理許可の許可期間満了の 30 日前までに再度許可申請を行うものとする。

- 2 市は、事業者の維持管理が協定関係書類に合致し、かつ、関係法令等に反していないと認める場合は、事業期間中、1 回に限り、管理許可の更新を認めるものとする。
- 3 前項にて更新された管理許可の期間は、許可の日から 10 年以内かつ、公募設置等計画の有効期間の終了日までの期間とする。

(維持管理業務の範囲)

第5条 事業者が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特定公園施設（広場、駐車場、園路）の管理業務
 - (2) 公園施設（連絡橋）の管理業務
 - (3) その他、市が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の詳細は、特定公園施設等維持管理業務仕様書に定めるとおりとする。

(再委託等)

第6条 事業者は、維持管理業務の全部又は一部を、基本協定書第5条第1項に定める特定公園施設及び公園施設の維持管理業務の担当企業（以下個別にまたは総称して「維持管理企業」という。）に委託、又は請け負わせることができる。

- 2 事業者は、前項により、当該業務を当該維持管理企業に委託又は請け負わせるときは、事前に市に書面により通知し、市の承諾を得なければならない。また、当該維持管理企業を変更しようとする場合にあっても同様とする。
- 3 事業者は、第1項の規定に基づく委託又は請負契約を行う場合、当該委託又は請負契約の内容が確認できる契約書の写しを、市に速やかに提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により事業者が維持管理業務の全部又は一部を維持管理企業に実施させる場合は、すべて事業者の責任及び費用負担において行うこととし、事業者が使用する受託者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用は、すべて事業者の負担とする。
- 5 事業者は、第1項の規定に基づく委託又は請負契約に係る受託者に対し、本協定に基づいて生ずる権利義務を譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。

(維持管理負担金)

第7条 市が事業者を支払う管理許可期間中の維持管理負担金の額は、別紙1「維持管理負担金の支払い方法」に記載のとおりとする。

- 2 維持管理負担金の額は、本協定に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとする。改定方法については、別紙2「維持管理負担金の改定方法」に記載のとおりとする。

(備品等の取扱い)

第8条 市は別紙3「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場備品一覧表」記載の備品等（以下「備品等」という。）を事業者は無償で貸与する。

- 2 経年劣化又は事業者の責めによらない事由による滅失・き損等により備品等を管理業務に供することができなくなった場合、市は事業者との協議に基づき、管理業務に必要と認められる範囲で当該備品等を調達又は購入し、事業者は無償で貸与する

ものとする。

- 3 事業者は、指定管理期間中、備品等を常に良好な状態に保つとともに、市の定める備品台帳を作成し、これを備え置かなければならない。また、事業者は定期的に備品台帳と現物の照合を行い、滅失・き損等が確認された場合は、速やかに市へ報告し、前項に定める対応を行うものとする。
- 4 事業者は、自己の費用負担等により管理業務に必要な備品類を購入することができる。この場合、購入した備品類の所有権は事業者に帰属し、事業者は前項に定める備品台帳とは区別してこれを管理するものとする。

(役割分担)

第9条 維持管理業務に関する役割分担については、別紙4「特定公園施設等維持管理業務役割分担表」のとおりとする。

(リスク分担)

第10条 維持管理業務に関するリスク分担については、別紙5「特定公園施設等維持管理業務リスク分担表」のとおりとする。

(維持管理業務仕様書の提出等)

第11条 事業者は、公募設置等指針等、認定公募設置等計画等に基づき、事業者による維持管理業務の仕様を定める維持管理業務仕様書を作成し、市と協議し、市の承諾を得た上で、本協定締結後、速やかに、市に提出しなければならない。

(維持管理業務計画書の提出等)

第12条 事業者は、毎年度2月末日までに、翌年度の維持管理業務について、次の各号に掲げる事項を記載した維持管理業務計画書を市に提出し、承認を得なければならない。ただし、初年度の維持管理業務については、令和8年4月末日までに、同計画書を提出し、承認を得るものとする。

- (1) 維持管理業務の概要及び実施工程
- (2) 維持管理業務の実施体制
- (3) 収支計画書
- (4) 維持管理業務に必要な諸規定及び非常時の対応体制
- (5) その他市が必要と認める事項

- 2 事業者は、本条第1項の維持管理業務計画書を提出した後に、計画を変更する必要がある場合は、変更の内容について市に協議の上、必要に応じて変更後の維持管理業務計画書を市に提出しなければならない。

(維持管理業務報告書（月次報告書）の提出)

第13条 事業者は、毎月10日までに、前月の維持管理業務の実施状況、施設の利用状況及び収支状況等を記載した維持管理業務報告書（月次報告書）を市に提出しなければならない。

らない。

(維持管理業務報告書(年次報告書)の提出等)

第14条 事業者は、毎年3月末日までに、前年度の維持管理業務について、次の各号に掲げる事項を記載した維持管理業務報告書(年次報告書)を市に提出しなければならない。

- (1) 維持管理業務の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 収支報告書(維持管理業務の経費の収支状況)
- (3) その他市が必要と認める事項

(維持管理業務の報告、調査、指示)

第15条 市は、前3条の規定により提出された計画書及び報告書の内容を審査し、必要な指示を行うことができる。

- 2 市は、施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、事業者に対して、維持管理業務又は経理の状況に関し随時報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 3 事業者は、市から前2項に定める報告要求、調査の申出又は改善指示を受けた場合、速やかにそれに応じなければならない。

(帳簿等の保存)

第16条 事業者は、維持管理業務に関する帳簿及び書類等を整備し、常に業務の執行状況を明らかにしておくとともに、帳簿等を会計年度終了の日から5年間保存しなければならない。

(施設の毀損等)

第17条 事業者は、故意又は過失により、施設又は設備備品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市に報告するとともに、これを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(不完全履行による維持管理負担金の減額及び損害賠償)

第18条 市は、事業者が維持管理業務の一部を履行しないとき、又は維持管理業務の履行が不完全であるときは、維持管理負担金からその不履行又は不完全履行に相当する金額を減額することができる。この場合において、市に損害が生じたときは、事業者は、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務等)

第19条 事業者は、その管理許可の期間が満了したとき、又は管理許可を取り消され、若しくは期間を定めて維持管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その維持管理を行わないこととなった施設及び設備を直ちに原状に回復し、市に対し

て本施設及び備品を明け渡さなければならない。ただし、通常の使用における経年劣化及び市が原状回復を要しないと認めたときは、この限りでない。

(第三者に対する損害の賠償等)

第20条 維持管理業務の履行にあたり、事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、原則として事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は事業者に対して求償権を有するものとする。

(管理許可の取消等)

第21条 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、事業者に対しその状況を確認の上、管理許可を取り消し、又は期間を定めて維持管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。この場合において、事業者に生じた損害については、市はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 本協定に違反したとき。
 - (2) 本事業の応募者として選定しない法人等に該当することとなったとき。
 - (3) 申請時に提出した書類の内容に虚偽の事項が記載されていたことが判明したとき。
 - (4) 事業者の経営状況の悪化等により維持管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
 - (5) 事業者がその責に帰すべき事由により、市に対し管理許可取り消しの申出をしたとき。
 - (6) 組織的な非違行為が行われていた場合など、維持管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- 2 市は、事業者が、前項の規定により管理許可を取り消されたときは、本協定を解除する。
 - 3 第1項の規定により管理許可を取り消した場合において、市に損害が生じた場合、事業者はその損害を賠償しなければならない。
 - 4 市は第1項の規定に基づく管理許可の取消し又は維持管理業務の全部又は一部の停止により事業者に損害が生じても、その賠償の責を負わない。

(業務の引継ぎ)

第22条 事業者は、その管理許可期間が満了したとき、又は管理許可を取り消され、若しくは期間を定めて維持管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、特定公園施設等の維持管理業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、市が定める期間内に、市又は市が指定した者に対して適正に維持管理業務を引継がなければならない。ただし、市の承認を得たときはこの限りでない。

- 2 維持管理業務の引継ぎ方法、日時等については、市と事業者が協議のうえ、決定す

る。

(秘密保持義務等)

第23条 市と事業者は、基本協定第 88 条に定める秘密保持の義務を順守しなければならない。

(名称等の変更の届出)

第24条 事業者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更があったときは、直ちに、その旨を市に届け出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第25条 事業者は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(本協定の変更)

第26条 維持管理業務に関し事情が著しく変更したとき又は特別な事情が生じたときは、市と事業者とで協議の上、本協定を変更することができる。

(年度協定書の締結)

第27条 市及び事業者は、第 7 条第 2 項の規定により改定される維持管理負担金並びに第 12 条の規定により提出された維持管理業務計画書に基づき、維持管理業務の適正な執行を期するため、毎年度当初に特定公園施設等の維持管理運営業務に関する年度協定書を締結するものとする。

(協議)

第28条 本協定に関し疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、市と事業者との協議の上、別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和●年●月●日

市 富山市新桜町 7 番 38 号

富山市長 ○○○

印

事業者

印

別紙 1

維持管理負担金の支払い方法

維持管理負担金について、市は、事業者が作成する収支報告書に基づく請求手続きを経て、第1回（令和8年6月～令和9年3月分）を令和9年4月に、第2回（令和9年4月～令和10年3月分）を令和10年4月に、以降、令和27年4月まで年1回支払うこととする（全19回）。

表 維持管理負担金の金額及び支払いスケジュール（円）

支払い時期	維持管理負担金 (税抜)	消費税及び 地方消費税相当額	税込合計
令和9年4月			
令和10年4月			
令和11年4月			
令和12年4月			
令和13年4月			
令和14年4月			
令和15年4月			
令和16年4月			
令和17年4月			
令和18年4月			
令和19年4月			
令和20年4月			
令和21年4月			
令和22年4月			
令和23年4月			
令和24年4月			
令和25年4月			
令和26年4月			
令和27年4月			
協定期間合計			

※上記維持管理負担金の改定は、別紙2「維持管理負担金の改定方法」に基づき行われるものとする。

維持管理負担金の改定方法

- 維持管理負担金の改定方法は、毎年 6 月の「消費税を除く企業向けサービス価格指数：日本銀行調査統計局」を用い、前回改定年度の前年（初回の改定時に対しては令和 5 年）の 1 月から 12 月までの指数の平均値と比較して 3.0 パーセント以上の差が生じた場合又は初回若しくは前回改定年度から累積で 3.0 パーセント以上の差が生じた場合に、表「改定に用いる指標」に定める指標に基づき、次年度分の維持管理負担金の改定を行う。ただし、企業向けサービス価格指数の消費税増税に伴う増加分については対象外とするとともに、企業向けサービス価格指数が著しく変動した場合は、厚生労働省の毎月勤労者統計調査の結果等も考慮し、市場価格の実態に合うよう、組合及び事業者の協議によるものとする。
- 各年度の維持管理業務の負担金は、次式によって表されるものとする。

$$P(t) = P_s(t) \times \text{CSPI}(t-1) / \text{CSPIs}$$

< 凡例 >

$P(t)$: t 年度 (t 年 4 月から (t+1) 年 3 月) の維持管理負担金

$P_s(t)$: 本協定に示す t 年度の維持管理負担金

$\text{CSPI}(t-1)$: (t-1) 年の 6 月の企業向けサービス価格指数 (Corporate Service Price Index)

CSPIs : 前回改定年度の前年 (初回の改定時に対しては令和 5 年) 1 月から 12 月までの企業向けサービス価格指数 (Corporate Service Price Index) 又は消費者物価指数 (Consumer Price Index) の平均値

※改定率 ($\text{CSPI}(t-1) / \text{CSPIs}$) に小数点以下第 3 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※計算の結果、円単位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※t 年度の負担金が改定される場合、(t+1) 年度以降の負担金も、上記の改定率を乗じた額に改定されるものとする。

- 改定に係る協議は毎年度 1 回 (9 月上旬頃) とし、次年度以降の維持管理負担金に反映させるものとする。なお、初回の改定に係る協議は令和 8 年 4 月に行い、改定を行うこととなった場合は、令和 8 年度以降の維持管理負担金に反映させるものとする。
- 技術革新等により維持管理に係る費用が著しく縮減する場合には、市および事業者の協議により改定するものとする。

・ 表 改定に用いる指標

該当する業務の内訳	使用する指標
連絡橋のゲート開閉業務	「消費税を除く企業向けサービス価格指数」－警備 (日本銀行調査統計局)
上記以外の業務	「消費税を除く企業向けサービス価格指数」－労働者派遣サービス (日本銀行調査統計局)

別紙 3

呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場 備品一覧

No.	備品名	型番等	個数	備考

連絡橋の管理に必要な鍵等の備品を想定しています。備品一覧は、今後、市において作成します。

別紙 4

特定公園施設等維持管理業務役割分担表

項目		市	事業者	
維持管理	特定公園施設 (広場・園路)	日常管理	芝刈り	○
			施肥	○
			除草剤散布	○
			目土掛け	○
		清掃 (広場・園路・水路) ※日常清掃等、軽微なものに限る。		○
		除雪 ※ロードヒーティング部分除く		○
		光熱水費 (上水道、電気) 支出	○	
		修繕 (照明、植栽 (広場の芝生地を除く)、芝側溝、U字溝、園路)	○	
	特定公園施設 (駐車場)	日常管理、清掃 ※日常清掃等、軽微なものに限る。		○
		除雪	○	
		光熱水費支出	○	
		修繕 (舗装剥離の穴埋め等)	△ ※上限額を超える修繕	○
	公園施設 (連絡橋)	ゲート開閉 及び清掃	清掃 (路面清掃) ※日常清掃等、軽微なものに限る。	○
			ゲート開閉	○
		除雪	○	
光熱水費支出		○		
点検、修繕・更新		○		
経営管理 (日誌・報告書等の作成、関係機関との連絡調整等)			○	
運営管理 (企画調整、案内、警備、苦情対応等)		○	○	
法的管理 (占用許可、設置管理許可、行為許可、料金徴収等)		○		
災害時対応 (待機連絡体制確保、被害調査、応急措置等)		○	△ (協力等)	
災害復旧		○		
施設整備、大幅改修等		○		
包括的管理責任		○		

特定公園施設等維持管理業務リスク分担表

△は従分担

種 類	主 な 内 容	負 担 者	
		市	事業者
法制度変更	維持管理業務に要する資格の変更等、維持管理業務に特別に影響を及ぼす法制の変更又は新設		○
税制度変更	維持管理業務の内容にかかわらず、全てのものに影響を及ぼす税制の変更又は新設（法人税、固定資産税、事業所税等）		○
	上記のうち、消費税及び地方消費税については、変更後の税率に基づく管理委託費を支払うことにより市が当該費用を負担する。	○	
金利変動	事業者の資金調達に伴う金利変動		○
物価変動	物価変動に伴う維持管理費用の増減	○	△
政策転換	施設の廃止により維持管理業務の継続が困難になった場合、施設用途の変更により維持管理業務内容の変更を余儀なくされた場合など	○	
許認可の取得 遅延	市が取得すべきもの	○	
	事業者が取得すべきもの		○
苦情・要望対 応	事業者の行った行為に対する訴訟		○
	維持管理業務に対する住民及び利用者からの苦情、要望	△	○
不可抗力	自然災害等の不可抗力による業務の変更、中止、延期、臨時休業。施設の修復及び維持管理業務の継続不能	○	△
書類の誤り	市からの提供資料等の市がその内容について責任を負うべき書類	○	
	業務計画書等の事業者がその内容について責任を負うべき書類		○
資金調達	市が事業者に支払う経費の支払い遅延による損害	○	
	事業者が業者等に支払う経費の支払い遅延による損害		○
施設の修繕、 設備、備品、資 料等の焼失、 滅失、損傷、盗 難等	事業者の故意、過失によるもの 経年劣化によるもの、又は相手方が特定できない第三者の行為によるもののうち、原状回復に要する経費の年度合計額が、200 千円（税込み）以下のもの（各年度に見込まれる修繕料等の金額とする。） ※1 件あたり 200 千円（税込）を超える修繕が必要となった場合や、年間見込額を超える場合については、市と事前に協議してください。		○
第三者賠償	施設等の瑕疵により損害を与えた場合	○	
	事業者が施設等に瑕疵があることを知りながら、それを放置したことにより損害を与えた場合		○
	維持管理業務により損害（個人情報情報の漏えい、不正利用等による損害を含む。）を与えた場合		○
事業の終了	政策転換による事業者の撤収費用	○	
	管理許可期間の終了、管理許可の取消による事業者の撤収費用		○